

医療系図書館員学びネット勉強会 in mMIS 22 愛知 - 病院図書館と著作権 -

医療系図書館員学びネット：岩下 愛¹⁾ 及川はるみ²⁾ 片山恵子³⁾

熊谷智恵子⁴⁾ 高橋成美⁵⁾ 和氣たか子⁶⁾

1)国立国際医療センター図書館 2)聖路加国際病院医学図書館 3)癌研究会図書室

4)虎の門病院図書室 5)埼玉県立小児医療センター図書室 6)藤沢市民病院図書室

1970 年に制定された著作権法は、その当時の著作物のあり方や社会的要請に基づくものであつたろう。著作権法制定から 35 年が経た現在、文献生産量の増加、インターネットと電子ジャーナルの普及、文献検索システムとフルテキストのリンクが可能になるなど、著作物の生産と流通、利用が大きく変わり、著作物を取り巻く状況が変化している。また、国際法との整合性や新しい媒体に対応するため、著作権法は毎年のように改定が行われており、最近では知的財産戦略本部に見られるように権利保護の強化が図られている。

さて、病院では EBM:科学的根拠に基づく有効かつ最善の医療のために、文献の利用、具体的には所蔵資料の複製、所蔵のない資料の入手は必須の事項である。これらは病院図書館が担うべき機能である。医療における文献の重要性は、EBM の定着、医師の臨床研修の制度化、日本医療機能評価機構による病院機能評価などによって、より認識が高まっている。しかし、病院図書館での所蔵資料の複製は適法ではないといわれている。その論拠は著作権法 31 条でいうところの「図書館等」に該当しないためである。また、国公私立大学図書館協力委員会の「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」の影響なのか、病院図書館には文献を提供しない施設も出てきている。

病院図書館を取り巻く著作権問題、特に所蔵資料の複製の必要性について、2004 年には病院図書館団体および関係者は著作権法改正の要望書を文化庁に提出した。（当大会ポスターセッション P-05. 病院図書館と著作権/医療系図書館員学びネットを参考にしてください。）病院図書館の複製問題について、学び、現実的な解決策を共に考えてきた医療系図書館員学びネット（医図学ネット）勉強会の成果のひとつと捉えている。

そして、2005 年 mMIS 22 愛知「ベテラン部屋」では、医図学ネットの勉強会ミニ版を企画した。

●病院図書館の複製問題・ILL 問題について：現場の声

●大学図書館での ILL の考え方

●文化庁・現著作権課が公益法人・自治体立など公的な病院図書館の複製に関してこれまでとは違った対応をし始めたこと

以上の報告を下に、活発に意見交換したいと思う。45 分間という短い時間ではあるが、問題を共有するきっかけとなれば幸いである。